

経

営

情

報

2022.6.7

No.430

令和4年度税制改正のポイント

本号では、令和4年度（2022年度）税制改正の概要について中小企業経営に関連する項目を中心に紹介します。

主な改正内容

- 【延長】コロナ禍等を踏まえた事業承継税制に関する所要の措置等
- 【見直し・延長】企業の賃上げを促進する税制措置の抜本強化（賃上げ促進税制）
- 【延長・新設】コロナ禍の経済情勢に対応する中小企業の事業継続・成長への支援
- 【見直し】電子取引データの出力書面等による保存措置の廃止に関する有^{ゆう}怨^{じよ}措置

1. 【延長】コロナ禍等を踏まえた事業承継税制に関する所要の措置等

事業承継税制は、事業承継の円滑化を目的として、事業承継に伴う税負担の軽減（非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予及び免除）を行うものです。

平成30年度税制改正において、この事業承継税制を拡充し、これまでの一般措置に加えて、10年間の特例措置が設けられました。令和4年度改正では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特例措置の要件である特例承継計画の提出期限が1年間延長されています。一方で、この特例措置は事業承継を円滑に進めるための時限措置であるため、特例措置自体の適用期限については今後とも延長されません。

	事業承継税制（特例措置）	事業承継税制（一般措置）
事前の計画策定	5年以内の特例承継計画の提出 (2018年4月1日から2023年3月31日まで) 2024年3月31日に延長	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2018年1月1日から2027年12月31日まで) 今後とも延長なし	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化 (一定の手続きにより納税猶予継続)	承継後5年間、 平均8割の雇用維持が必要
経営環境変化に対応した免除	あり	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から20歳以上 ^(※) の者 (推定相続人以外も含む)への贈与	60歳以上の者から20歳以上 ^(※) の 推定相続人・孫への贈与

(※) 令和4年4月1日以後の贈与については18歳以上

また、認定を受けた経営力向上計画に基づいて合併や会社分割等の再編・統合を行った際に発生する登録免許税、不動産取得税を軽減する措置が2年間延長されています。

(1) 登録免許税

登記の種類		通常税率	計画認定時の税率
不動産所有権 移転の登記	事業に必要な資産の譲受け による移転の登記	2.0%	1.6%
	合併による移転の登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の登記	2.0%	0.4%

(2) 不動産取得税（事業譲渡の場合のみ）

取得する不動産の種類	税額	計画認定時の特例
土地・住宅	不動産の価格×3.0%	不動産の価格の1/6相当額を 課税標準から控除
住宅以外の家屋	不動産の価格×4.0%	

(出典) 令和4年度税制改正について（経済産業省）を加工して作成
https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2022/zeisei_k/index.html
 経営承継円滑化法 申請マニュアル【相続税、贈与税の納税猶予制度の特例】（中小企業庁）を加工して作成
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_zouyo_souzoku/manual_1.pdf
 中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き（中小企業庁）を加工して作成
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_zeiseikinyu.pdf

2. [見直し・延長]企業の賃上げを促進する税制措置の抜本強化（賃上げ促進税制）

中小企業の積極的な賃上げや人材投資を後押しするために、従来の「所得拡大促進税制」を改正し、「賃上げ促進税制」として、税額控除率の上乗せ措置が拡充されています。

この改正は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までに開始する各事業年度に適用されます。制度の概要は以下のとおりです。

中小企業向け賃上げ促進税制			
対象期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日までに開始する各事業年度		
適用要件	雇用者全体の給与（給与等支給総額）が前年度比 1.5% 以上増加		
控除率	基本措置	雇用者全体の給与（給与等支給総額）が前年度比 1.5% 以上増加 増加額の 15%	控除率最大 40%
	上乗せ措置	雇用者全体の給与（給与等支給総額）が前年度比 2.5% 以上増加 増加額の 15%	
	拡大	教育訓練費（*）が前年度比 10% 以上増加 増加額の 10%	
控除限度	法人税額等の 20%		

(*) 職務に必要な技術・知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用（外部講師謝金、外部施設使用料、研修委託費、外部研修参加費等）

(出典) 令和4年度税制改正について（経済産業省）を加工して作成
https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2022/zeisei_k/index.html

3. [延長・新設] コロナ禍の経済情勢に対応する中小企業の事業継続・成長への支援

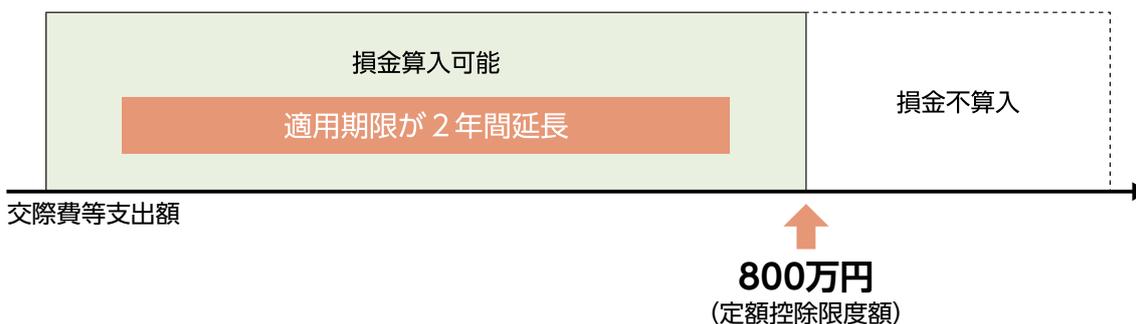
コロナ禍の経済情勢に対応する中小企業の事業継続・成長への支援として、以下の措置が延長・新設されています。

(1) 交際費課税の特例措置の延長

法人が支出した交際費等は原則として損金に算入できないこととされていますが、特例として、中小法人^(※1)については、定額控除限度額（年800万円）までの交際費等を全額損金算入することが可能となっています^(※2)。この特例制度の適用期限が2年間（令和6年3月31日までの間に開始する事業年度まで）延長されています。

(※1) 期末の資本金又は出資金の額が1億円以下の法人

(※2) 本特例措置と「交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金に算入できる措置」との選択適用が可能



(2) 少額減価償却資産の特例措置の延長

事務負担軽減やデジタル化促進のため、中小企業者等が30万円未満の少額減価償却資産（PC・タブレットなどの情報通信機器等）を取得した場合に、合計300万円までを限度に即時償却することが可能となっています。この特例措置の適用期限が2年間（令和6年3月31日までに取得し、かつ、事業用に供した資産）延長されています。

	取得価額	償却方法 ^(※3)
中小企業者等のみ	30万円未満 (合計300万円まで)	全額損金算入 (即時償却)
		適用期限が2年間延長
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却 (残存価額なし)
	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)

(※3) 令和4年度改正により、対象資産から貸付けの用に供した資産を除外（但し、主要な事業として行われるものを除く）

(3) 土地に係る固定資産税の経済状況に応じた措置

土地（商業地等）に係る固定資産税について、令和4年度は、課税額が上昇する土地に係る税額上昇分を半減する措置が講じられます。

(出典) 令和4年度税制改正について（経済産業省）を加工して作成

(https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2022/zeisei_k/index.html)

4. [見直し]電子取引データの出力書面等による保存措置の廃止に関する^{ゆうじょ}宥恕措置

令和3年度税制改正では、電子帳簿等保存制度が見直され、電子取引データ（例：WEBや電子メールでやりとりする請求書・領収書等）については、従来のように電子取引データを紙に出力した書面のみを保存する方法は認められなくなり、電子取引データ自体を一定の要件を満たして保存することが必要になりました。

この改正は、令和4年1月1日以後にやりとりされた電子取引データから適用される予定でしたが、対応未完了の事業者が多数いることや、中小企業においては制度の認知が十分に進んでいないことから、2年間の猶予期間^{ゆうじょ}（宥恕措置）が講じられています。

電子帳簿等保存制度について	
自己が電子的に作成した帳簿や書類	電子データのまま保存可能（電子帳簿等保存）
取引先から書面で受領した請求書・領収書 取引先へ書面で交付した請求書・領収書の控え等	電子データ化して保存可能（スキャナ保存）
取引先から電子データで受領した請求書・領収書 取引先へ電子データで交付した請求書・領収書の控え等	電子取引に該当し、 電子データのまま保存が必要 (書面のみの保存は不可)

対応未完了の事業者が多数いること等から、2年間の猶予期間^{ゆうじょ}（宥恕措置）を設定



保存要件にしたがって保存できなかったことについてやむを得ない事情がある場合には、引き続き出力書面による保存が可能。猶予期間の適用にあたって、税務署長への手続などは不要。

全事業所において電子取引データでの保存が必要。

猶予期間終了後は、電子取引データでの保存が中小企業を含む全事業者に求められます。経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上を図るための第一歩として、電子取引データの保存に取り組んでみてはいかがでしょうか。

(出典) 電子取引データの出力書面等による保存措置の廃止（令和3年度税制改正）に関する^{ゆうじょ}宥恕措置について（財務省）を加工して作成

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/20211228keikasoti.html)

(公認会計士・税理士 有田賢臣)

「経営情報」に関するご意見・ご要望等ございましたら、中小企業事業の窓口までお問い合わせください。
発行：日本政策金融公庫 中小企業事業本部 顧客支援室 ホームページ <https://www.jfc.go.jp/>